



議案第三十五号

団体営三徳地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の
時期及び方法について

次のとおり団体営三徳地区ほ場整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法
について、三朝町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七年三朝町条例
第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十四年三月十日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾四年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

一 事業の名称及び工事名 団体営ほ場整備事業

団体営三徳地区ほ場整備工事

二 施行場所 東伯郡三朝町大字坂本及び片柴地内

三 経費の賦課基準 事業費の五〇パーセント以内を受益者に面積割で賦課するものとする。

四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日から昭和五十九年三月三十一日までとする。ただし、各事業施行年度における分担金は、当該年度の三月三十一日までとする。

五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。

